

様式第3号(第12条関係)

審議会等の会議の記録

会議の名称	令和7年度第2回伊勢崎市国民健康保険運営協議会
開催日時	令和8年1月29日(木) 午後2時～午後3時
開催場所	伊勢崎市役所 本館5階 職員研修室
出席者氏名	(委員) 町田会長、監物委員、茂木委員、大前委員、荻原委員、重田委員、大澤委員、山田委員、岡部委員、鈴木委員、松本委員、西村委員、塩生委員、山下委員、小暮委員、山崎委員、馬見塚委員 (事務局) 臂市長、 石橋健康推進部長、中野健康推進部副部長、齋藤国民健康保険課長、関根国民健康保険課課長補佐、徳永国民健康保険課課長補佐、澁澤国民健康保険課課長補佐、内田国保係長、大川健康指導係長、中島健康指導係長
傍聴人数	0人(公開)
会議の議題	協議事項 (1) 子ども・子育て支援金制度の創設に伴う国民健康保険税の課税について(諮問・伊国保第1035号) (2) 国民健康保険税の軽減判定所得の見直し及び課税限度額の引上げについて 報告事項 (1) 令和8年度 国民健康保険特別会計 予算要求の概要について
会議資料の内容	同上
会議における議事の経過及び発言の要旨	1 開会 2 市長挨拶 3 会長挨拶 4 議事

協議事項

(1) 子ども・子育て支援金制度の創設に伴う国民健康保険税の課税について（諮問・伊国保第1035号）

臂市長から「子ども・子育て支援金制度の創設に伴う国民健康保険税の課税」について諮問があった。諮問の内容について事務局から説明を受け、審議の結果、次のとおり質疑応答があり、原案のとおり承認された。

（質問の概要）

子ども・子育て支援金制度の負担額について

- ・国保以外の社会保険等は、どのくらいの金額を負担するのか。

（事務局回答）

政府の試算によると、加入者1人当たりの子ども子育て支援金の月額保険料負担は、令和8年度では全制度の平均が250円、被用者保険が300円（協会けんぽが250円、健保組合が350円、共済組合が350円）となっている。

負担軽減の特例について

- ・18歳未満の均等割は特例として軽減されるが、将来的にこれ以外の特例はできるのか。

（事務局回答）

現時点ではわからない。低所得者に対する軽減措置は従来の制度と同様に行われる。

（結論）

事務局案については、妥当であると判断する。
なお、答申書の作成については会長に一任とし、後日市長に対し答申するものとする。

(2) 国民健康保険税の軽減判定所得の見直し及び課税限度額の引上げについて

事務局から「国民健康保険税の軽減判定所得の見直し」について関係法令の一部改正に伴い見直すことについて説明を受けた。

また「課税限度額の引上げ」について説明を受け、審議の結果、次のとおり質疑応答があり、原案のとおり承認された。

（質問の概要）

課税限度額を超過する世帯の割合について

- ・課税限度額の超過世帯割合が1.5%に近づくようには、どのような意味があるのか。

（事務局回答）

課税限度額を超過する世帯割合が1.5%となるように、国の基準で課税限度額を設定している。国民健康保険は超過世帯の割合が高くなっていることから、被用者保険とのバランスを考慮し、1.5%に近づけるように課税限度額の引上げを行うも

の。

- ・被用者保険の保険料は上限が139万円と決められており、それを超えている人の割合が1.5%である。国民健康保険も公平性を保つために、上限額を超える世帯の割合を1.5%に近づけるようにするということか。

(事務局回答)

その通り。

(結論)

事務局案のとおり課税限度額を引き上げるものとする。

報告事項

(1) 令和8年度 国民健康保険特別会計 予算要求の概要について

事務局から令和8年度の国民健康保険特別会計予算要求の概要について、会議資料に基づき報告を受けた。

(質問の概要)

歳出の抑制について

- ・国保運営上、基金が取り崩されていくのは健全ではない。支出をいかに抑えていくか、今後特に力を入れるところがあれば教えてもらいたい。

(事務局回答)

歳出の抑制については、ジェネリック医薬品、バイオシミラー、リフィル処方箋の利用促進や、特定健診の受診率や特定保健指導の実施率を上げて、疾病の早期発見、重症化予防を図るといったことがある。歳入については、納付勧奨等で収納率を少しでも上げる努力をしていく。

- ・新聞でも取り上げられたが、精神科訪問看護ステーションによる過度な請求がある。複数人での訪問や頻回訪問で加算を得るといったことがある。そういう過剰な請求が起こらないようにすれば、少しでも歳出を抑えることができるのではないか。

(事務局回答)

重複頻回受診者に対する訪問指導は実施している。その他、重複多剤も独自の事業として通知を行っている。指摘を踏まえて対応していきたい。

5 その他

その他の意見・質問として委員から発言があり、事務局から説明を受けた。

(質問の概要)

外国人の加入割合と外国人の加入条件について

- ・外国人の国民健康保険加入割合と加入要件について、教えてほしい。

(事務局回答)

外国人被保険者数は令和7年4月1日現在で3,312人、国保加入者全体に占める割合は8.7%となっている。加入要件は住民登録できる人（在留資格が3か月以上）で、社会保険に加入していない人であること。

6 閉会